

土地収用法（以下「法」という。）第24条第1項の規定により国土交通大臣から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告し、その書類を2週間公衆の縦覧に供します。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、この公告に基づく縦覧期間内に限り、法第23条第1項の規定により国土交通大臣に土地収用法施行規則第4条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、法第25条第1項の規定により京都府知事に意見書を提出することができます。

平成22年9月2日

京都市西京区長 古川 幸隆

1 起業者の名称

国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社

2 事業の種類

一般国道478号新設工事[有料道路「京都縦貫自動車道(京都第二外環状道路)」]
(京都府京都市西京区大枝沓掛町地内から同区大原野南春日町地内まで及び長岡京市奥海印寺三ツ尾地内から同市奥海印寺駿河田地内まで) 及びこれに伴う市道付替工事

3 起業地

(1) 収用の部分

京都府京都市西京区大枝沓掛町、大枝西長町、大原野北春日町及び大原野南春日町地内

(2) 使用の部分

京都府京都市西京区大枝沓掛町、大枝西長町、大原野北春日町及び大原野南春日町地内

4 縦覧場所

京都市西京区大原野東境谷町二丁目1番地の2

京都市西京区役所洛西支所区民部総務課

5 縦覧期間及び時間

公告の日から平成22年9月16日まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

午前8時30分から午後5時15分まで

（西京区役所洛西支所区民部総務課）